

6 報告資料／新会社法の規制体系と特徴

照 屋 行 雄
斉 藤 誠

(1) 照屋行雄氏の報告レジュメ

照屋行雄氏の基調講演における報告レジュメを示せば、次のとおりである。実際の講演では、このレジュメに即しながらも時間の制約により上記記載の内容となった。

* * *

- 1 プロローグ——会社法制の現代化
 - ① 日本における会社法制の体系化
 - ② 株式会社経営の合理化と透明化
- 2 新会社法の制定とその概要
 - (1) 旧商法の改正と新会社法の制定
 - ① 日本商法典の法的性格——
 - i ヨーロッパ大陸法の導入
 - ii 英米法の影響
 - ② 旧商法の制定と改正経過—
 - i 明治32年制定と戦後の改正
 - ii 旧商法の主な改正経過
 - ③ 新会社法の制定と施行——
 - i 金融・経済・会計ビッグ・バンへの対応
 - ii 経済社会の変化と会社法制の適合性
 - (2) 形式的現代語化と実質的内容改正
 - ① 新会社法制定の基本方針—
 - i 「会社法制の現代化に関する要綱案」
 - ii 会社に関する規制の範囲
 - ② 会社法制の形式的現代化—
 - i 平仮名口語体による表記
 - ii 用語の整理と解釈等の明確化
 - iii 商法関連3法律の統一法典化
 - ③ 会社法制の実質的現代化—
 - i 会社諸制度間の規律不均衡の是正

- ii 社会経済情勢の変化に対応する実質改正

(3) 新会社法の構成と条文

- ① 新会社法の編章構成——
 - i 全体で8編34章・附則の構成
 - ii 全条文979条の会社法典
- ② 新会社法の体系——
 - i 第一編 総則 第一章～第四章
 - ii 第二編 株式会社 第一章～第九章
 - iii 第三編 持分会社 第一章～第八章
 - iv 第四編 社債 第一章～第三章
 - v 第五編 組織変更等 第一章～第五章
 - vi 第六編 外国会社
 - vii 第七編 雑則 第一章～第五章
 - viii 第八編 罰則

3 株式会社制度の改革

(1) 会社類型の新体系と組織変更

- ① 有限会社の廃止——
 - i 有限会社と株式会社の統合
 - ii 特例有限会社の許容
 - iii 有限会社の3大メリット
- ② 合同会社の新設——
 - i 有限責任社員の会社類型
 - ii 組織設計・利益配当の自由
 - iii 決算書の公開義務なし
 - iv 取締役会・監査役の設置不要
- ③ 組織変更と種類変更——
 - i 「組織変更」と特別手続
 - ii 「会社の種類の変更」と定款変更
 - iii LLP(有限責任事業組合)の導入

(2) 株式会社の機関設計

- ① 会社設立の規制緩和——
 - i 最低資本金制度の廃止
 - ii 現物出資填補の過失責任化
 - iii 事後設立の検査役調査廃止
- ② 株式会社機関の多様化——
 - i 「会計参与」の設置

- ii 株主総会と取締役の必置
 - iii 株式譲渡制限の中小会社／9 類型
 - iv 株式譲渡制限の大会社／4 類型
 - v 公開中小会社／5 類型
 - vi 公開大会社／2 類型(参考資料 2)
- ③ 取締役・監査役の任免——
- i 員数は取締役 1 名および監査役ゼロ
 - ii 任期は取締役 2 年および監査役 4 年
 - iii 定款規定で両者とも最長 10 年
 - iv 定款規定で特例有限会社は任期なし

(3) 株式の譲渡制限制度と社債の発行

- ① 株式の譲渡制限制度——
- i 一部の種類の株式についての譲渡制限
 - ii 「種類株式」発行後の譲渡制限規定
 - iii 相続・合併による譲渡制限株式の取得
- ② 社債発行による資金調達——
- i 取締役会不設置株式会社も社債発行可能
 - ii 特例有限会社・持分会社も社債発行可能
 - iii 特例有限会社は新株予約権の発行可能

4 会社組織再編の規制緩和

(1) 合併対価の柔軟化

- ① 交付金合併の全面解禁——
- i 消滅会社の株主等への金銭等交付
 - ii 「金銭その他の財産」の範囲
 - iii 交付する対価割当理由書の開示
- ② 三角合併の採用——
- i 親会社株式の交付による合併等
 - ii 外国会社による M&A 促進
- ③ 柔軟化適用の延期——
- i 企業防衛策に対する準備期間
 - ii 新会社法の施行後 1 年延期

(2) 簡易組織再編行為の要件緩和

- ① 取締役会決議での再編——
- i 吸収合併の場合の 20% 基準
 - ii 吸収分割の場合の 20% 基準

- iii 株式交換の場合の20%基準
 - ② 簡易組織再編への異議——
 - i 当該株式会社の特別決議の定足数
 - ii 総株主の議決権に対する割合の1/3
 - iii 定足数の1/6のいずれか小さい割合
- (3) 略式組織再編行為の導入
 - ① 被支配会社の総会決議——
 - i 総株主の議決権の90%以上保有
 - ii 株主総会決議の支配
 - ② 株式譲渡制限会社の支配—
 - i 株式譲渡制限会社間の組織再編
 - ii 略式組織再編の株主総会決議
 - ③ 組織再編実務上の影響——
 - i 議決権株の90%保有で総会決議不要
 - ii 株式公開買付等による合併・子会社化
- 5 エピローグ——会社経営の健全性
 - ① 株主自治と経営者の責任
 - ② 企業統治の強化とリスク管理

(2) 齊藤 誠氏の報告レジュメ

齊藤 誠氏の基調講演における報告レジュメを示せば、次のとおりである。実際の講演では、このレジュメに即しながらも時間の制約により上記記載の内容となった。

* * *

1 はじめに

- ① 中小会社経営の健全性
- ② 中小会社経営の弾力性

2 会社経営の健全性確保

(1) 会計参与制度の新設

- ① 会計参与の設置——— i 会計参与の資格要件
 - ii 会計参与の兼任禁止
 - iii 会計参与の選任・報酬等
- ② 会計参与の職務——— i 計算書類の共同作成
 - ii 株主総会での説明義務
 - iii 計算書類の保存
 - iv 計算書類の開示
 - v その他計算書類作成権限
- ③ 会計参与の責任——— i 会計参与の責任範囲
 - ii 会社・第三者への損害賠償責任
 - iii 株主代表訴訟の対象

(2) 株主代表訴訟の制限規定

- ① 原告適格の制限——— i 提起前6ヶ月継続の株式保有株主
 - ii 不正利益・会社被害の目的制限
 - iii 訴訟による費用負担等の予測制限
- ② 不提訴理由書による通知—— i 訴訟請求に対する対応期間
 - ii 不提訴の場合の理由書通知義務
 - iii 取締役以外の提訴請求の場合の通知
- ③ 株式交換等による原告適格——

- i 株式交換の場合の原告適格
- ii 株式移転の場合の原告適格
- iii 吸収合併の場合の原告適格

3 会社計算関係の合理化

(1) 会計規定の変更

- ① 会計原則への準拠——— i 「公正ナル会計慣行」の斟酌規定
 - ii 公正妥当な会計慣行への準拠規定
 - iii 「会社法施行規則」での会計規定
- ② 資本の部の計数変動——— i 資本金の減少手続
 - ii 準備金の積立と取崩
 - iii 中小会社会計指針の公表
- ③ 計算書類の作成——— i 新会社法の計算書類体系
 - ii 株主資本等変動計算書の作成
 - iii 決算公告の義務

(2) 剰余金分配の範囲

- ① 分配可能額の計算方法——— i 分配可能額の計算
 - ii 純資産額による株主分配制限
 - iii 分配可能額への期間損益の反映
- ② 剰余金の分配手続——— i 総会決議による剰余金の分配
 - ii 現物配当の場合の総会特別決議
 - iii 自己株式有償取得の場合の決議
- ③ 剰余金分配と取締役責任——— i 分配可能額超過分配の取締役責任
 - ii 取締役責任の減免
 - iii 期末の填補責任

4 敵対的買収への防衛策強化

(1) 強制転換条項付株式の強制転換

- ① 強制転換の条件——— i 定款の定めによる転換
 - ii 議決権比率の強制的低下
 - iii 「ポイズンピル」(毒薬条項)
- ② 自己株式の移転——— i 転換後株式の発行

- ii 自己株式の移転
 - iii 転換予約権付株式の転換
 - ③ 新株予約権の消滅——
 - i ストック・オプション利用の議決権比率
 - ii 株式買収20%以上の場合の株式転換
 - iii 株式買収20%以上の場合の強制消滅

(2) 拒否権付種類株式の発行

- ① 種類株主総会での可決要件——
 - i 黄金株の法的効力
 - ii 議案拒否権付株式の発行
 - iii 複数議決権付株式の発行
- ② 譲渡制限の付いた黄金株——
 - i 議決権制限株式の発行限度
 - ii 黄金株利用のケース
- 企業統治と会社の過剰防衛——
 - i 内部統制の整備
 - ii 投資誘発と過剰防衛
 - iii 企業価値の増大

5 おわりに

- ① 中小会社経営者の役割
- ② 会計参与の役割と責任